

## 旭川市幼保連携型認定こども園における職員配置特例運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第51号。以下「条例」という。）に規定する幼保連携型認定こども園における職員配置に係る特例の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる幼保連携型認定こども園)

第2条 条例附則第9項から第11項までに規定する職員配置に係る特例の対象となる幼保連携型認定こども園は、次の各号に該当する幼保連携型認定こども園とする。

- (1) 過去3年以内に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条の規定により、旭川市が実施する指導監査において、勧告又は改善命令を受けていないこと。
- (2) 施設型給付費に係る処遇改善等加算の認定を受けていること。

### (朝夕等の児童が少ない時間帯における職員配置に係る特例)

第3条 条例附則第9項に規定する市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、「子育て支援員研修事業の実施について（別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」）（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号）」に基づく子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））（以下「子育て支援員研修」という。）を修了したものとする。

### (小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例)

第4条 条例附則第10項に規定される「小学校教諭等免許状所持者」とは、子育て支援員研修を修了したもの又は次項の規定に基づき幼保連携型認定こども園へ配置されるものとする。

- 2 子育て支援員研修を修了していない小学校教諭の普通免許状を有する者は、5歳以上児の保育に従事するものとする。

### (幼保連携型認定こども園における教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例)

第5条 条例附則第11項に規定する幼保連携型認定こども園に係る利用定員の総数に応じておかなければならない職員の数とは、当該幼保連携型認定こども園の認可の基準として条例により算定される職員の数とする。

- 2 条例附則第11項に規定する市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、子育て支援員研修を修了したものとする。

### (申請)

第6条 条例附則第9項から第11項までに規定する職員配置に係る特例を実施しようとする幼保連携型認定こども園は、職員配置に係る特例実施申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(実施の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、職員配置に係る特例の実施の適否を決定し、当該決定の内容を職員配置に係る特例決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(申請の変更等)

第8条 前条の規定により、通知を受けた幼保連携型認定こども園において、特例実施の内容を変更しようとするときは職員配置に係る特例実施内容変更申請書（第3号様式）を、特例実施を取りやめようとするときは職員配置に係る特例実施取りやめ届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、申請内容の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(看護師等に係る特例)

第9条 条例附則第12項の規定により、満1歳未満の在籍園児数が4名未満の幼保連携型認定こども園に配置する保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護師等」という。）は次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 条例第6条第3項の表備考第1号に定める者（以下「保育教諭等」という。）と合同の組又はグループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行う者。
- (2) 保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等（以下、「保育所等」という。）での勤務経験が概ね3年に満たない場合、「子育て支援員研修事業の実施について（別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」）（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号）」に基づく子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））（以下「子育て支援員研修」という。）の受講が修了した者。

2 条例附則第12項の規定により、幼保連携型認定こども園に看護師等を配置する上で次に掲げる事項を留意すること。

- (1) 看護師等と合同の組又はグループを担当する保育教諭等は、当該看護師等が勤務する幼保連携型認定こども園での勤続年数が概ね3年以上かつ、乳児への保育の経験を有している常勤の保育教諭等であることが望ましい。また、当該保育教諭等が休暇を取得する際等にフォローアップに入る保育教諭等についても同様の要件を満たしていることが望ましい。
- (2) 幼保連携型認定こども園の園長は、職員間の連携を十分図るとともに、看護師等の資質向上のため、各種研修への参加機会の確保等に努める必要がある。あわせて、保育教諭等に業務の負担が過剰に偏ることがないように、業務効率化や業務改善を含めたマネジメントを行うとともに、適切な業務分担が行われるようにすること。
- (3) 乳児の在籍数が4名未満の幼保連携型認定こども園が看護師等を新規採用するに当たり、保育教諭等を、当該看護師等をもって代える前提で採用する場合は、原則と

して勤務開始前に子育て支援員研修の受講を修了していることが必要であるが、保育教諭等の確保が困難であるなどこれによりがたい場合は、この限りではない。ただし、この場合であっても、勤務開始後直近で開催される子育て支援員研修を受講するなど、できる限り早期に当該研修の受講を開始することとし、未修了の期間は同一グループでフォローする保育教諭等だけでなく、園長や主幹保育教諭等が支援を行うこと。

(4) 乳児の在籍数の変動により年度途中で乳児の在籍数が4名未満となった場合についても、園長は、保育教諭等と合同の組又はグループを編成するよう体制を組むこと。なお、当該場合においても、看護師等の保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない場合、子育て支援員研修の受講を修了していることが必要である。

(5) 乳児が4人以上在籍する幼保連携型認定こども園においても、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修の受講を勧奨すること。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

(子育て支援員研修の特例について)

2 平成28年度中に限り、旭川市が実施する「保育士等研修事業」の平成28年7月中に開催される「乳児保育士研修Ⅰ」及び「特別支援保育士研修Ⅰ」の全てを修了した者又は平成28年10月中に開催される「乳児保育士研修Ⅱ」及び「中堅保育士研修Ⅰ」の全てを修了した者で、さらに当該年度中の子育て支援員研修の受講及び修了を誓約できるものについては、本要綱に定める子育て支援員研修を修了したものとみなすこととする。なお、原則、旭川市又は北海道が実施する平成28年度の第1回目の子育て支援員研修を受講し、修了しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。